

指定管理者評価基本調書

1 施設概要	
施設名称	青木町公園総合運動場、体育武道センター
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置された。
所在地	①川口市西青木4丁目8番1号(青木町公園総合運動場) ②川口市西青木5丁目3番4号(体育武道センター)
構造規模	<p>①青木町公園総合運動場 (建物規模) 敷地面積 60,677.44㎡ 延床面積 6,726㎡ (施設内容)</p> <p>陸上競技場 400mトラック、3,000m障害走路 (8レーン・全天候型・日本陸上競技連盟3種公認) スタンド(2,500人収容) 管理棟(事務室、会議室、集会室、更衣室、医務休養室)</p> <p>野球場 硬式・軟式兼用(人工芝、両翼95m、中堅118m) スタンド:バックネット裏(2,000人収容)、内野(1,000人収容) 外野芝生(2,000人収容)、身障者観覧席(12席) ブルペン(1、3塁側)、磁気反転式スコアボード、夜間照明塔6基 管理棟(会議室、更衣室、審判員室、バットスイング室)</p> <p>庭球場 砂入人工芝コート12面、夜間照明塔23基 スタンド(1,120人収容、身障者観覧席6席) クラブハウス(役員室、放送室、会議室、更衣室)</p> <p>弓道場 近的5人立ち、管理棟(控室、師範室)</p> <p>相撲場 スタンド(100人収容)、管理棟(本部室、ロッカー室)</p> <p>市民プール 50mプール(水深2~2.17m、10コース、日本水泳連盟公認) 25mプール(水深1.2~1.3m、6コース) 飛び込みプール(水深5m、日本水泳連盟公認) スタンド(1,805人収容、身障者観覧席31席) 競泳用全自動審判時計システム(電光表示盤)、夜間照明塔6基 管理棟(会議室、更衣室、ロッカー室、器具庫)</p> <p>その他 ランニングコース(1周 約1,050m、弾性舗装) 大会時等における臨時駐車スペース</p> <p>②体育武道センター (建物規模) 敷地面積 5,428.63㎡ 延床面積 4,061.9㎡ (施設内容)</p> <p>1階 柔道場 試合場2面(畳総数216畳) 剣道場 試合場2面 附帯設備 会議室・師範室・更衣室・シャワー室</p> <p>2階 体育館 試合コート(柔道(3面)、剣道(4面)バレー・バスケットコート(2面) バドミントンコート(6面)、卓球(22台) エアロビクススタジオ エアロビクス・ジャズダンス・ピラティス等(72㎡) 集会室 会議・大会控室等(和室36畳・72㎡) 附帯設備 観覧席(150席)、更衣室・シャワー室</p> <p>3階 トレーニングルーム ベンチプレス・エアロバイクほか 室内ランニングコース 1周 140m 駐車スペース50台・駐輪スペース100台</p>
所管課	スポーツ課

指定管理者評価基本調書

2 指定期間、選定種別、指定管理料及び利用料金収入実績			
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで【5年】		
選定種別	非公募	随意指名	
	選定理由	<p>青木町公園総合運動場と体育武道センターは、専門性の高い競技場を有しており、大会の開催や各競技団体による強化、育成を目的とした利用と一般利用の調整を図って運営していることから公共性、公益性が非常に高い施設である。また、プールについては屋外施設であるため、利用可能期間が限られ、民間企業の持つノウハウの活用が他の施設に比べ期待できない施設である。</p> <p>以上のことに加え、公園内駐車場有料化に伴って、大会時等の臨時駐車場の管理は、これまで以上に各競技団体や川口市学校体育協会などとの連携が必要不可欠であり、これらの団体を統括している公益財団法人川口市スポーツ協会を指定管理者候補者として指名した。</p> <p>専門委員会における公益財団法人川口市スポーツ協会に係る評価については、500点満点中406点であった。中でも、利用料金等収入が収支計画を上回った場合に、利用者からの要望を反映した備品購入や施設修繕を行うこと、利用者の安全確保を最重要項目とした管理運営方針などが高く評価された。</p>	
	指定管理料及び利用料金収入実績	年度	指定管理料
	平成20年度(導入前)	209,041,937円	36,465,784円
	平成31年度(令和元年度)	156,838,890円	48,038,085円
	令和2年度	159,698,990円	36,245,420円
	令和3年度(予算)	160,714,140円	43,500,000円
	令和4年度(予算)	160,714,140円	43,500,000円
	令和5年度(予算)	160,714,140円	43,500,000円
	総額(令和元年～令和5年度)	798,680,300円(見込)	214,783,505円(見込)

3 教育総務部専門委員会における評価結果 ⇒詳細は資料1ページを参照

指定管理者の概要	
名称	公益財団法人川口市スポーツ協会
所在地	川口市西青木4-8-1
代表者	代表理事 会長 安達 善一
主な業種	施設運営、健康・運動・保健指導、プログラム開発、イベント企画運営等
法人の目的	本協会は、川口市におけるスポーツ競技団体の競技力の向上と、市民スポーツの普及発展を図り、スポーツ振興に関する事業を行い、市民の体力の増進とスポーツ精神の高揚を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。
法人の事業	(1)市民の健康・体力づくりの推進 (2)スポーツ教室及び各種スポーツ事業等の実施 (3)スポーツに関する講演会の実施 (4)競技力向上を目指した各種スポーツ大会の実施 (5)競技団体及びスポーツ少年団の育成 (6)広報誌の発行その他の広報活動 (7)スポーツ功労者及び優秀選手の表彰 (8)体育施設の管理運営に関すること (9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員状況	代表理事(会長1名、副会長2名)、専務理事1名、理事16名、監事2名
専門委員会における評価点数	平均評価点数 3.7

指定管理者評価基本調書

評価結果

1 管理運営の基本事項

(1)施設の設置目的に沿った基本方針の確立 (2)職員の待遇 (3)職員の勤務実績・配置状況
(4)労働環境 (5)危機管理体制

2 施設・設備の維持管理

(1)建物設備の保守・点検 (2)施設の設備(修繕等) (3)施設の清潔度

3 運營業務及びサービスの向上

(1)周辺施設・関係団体等との連携 (2)施設の利用促進 (3)自主事業の実施 (4)満足度調査
(5)個人情報保護 (6)事故発生時の対応 (7)意見・苦情抽出の仕組み・苦情解決対応

4 収支状況

(1)収支決算状況 (2)経費削減の取組 (3)利用実績

上記の各評価項目について、指定管理者の施設管理運営状況を書類審査するとともに、指定管理者に対してのヒアリングや施設の現地視察を行い、総合的に評価をしたところ、一部、改善すべき点はあるものの、5点満点中3.7点の評価を得た。

先に実施した利用者アンケートにおいても良好な結果が得られたことから、今後も引き続き運営を継続することが妥当であると評価した。

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

地方自治法第244条の2第7項及び川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条により、指定管理者から提出された事業報告書及び利用者満足度調査結果等に基づき、所管部局の指定管理者評価専門委員会において、施設の管理運営状況等を専門的に評価し、その評価経過及び報告を踏まえ、当会議において意見等を聴取したところ、施設の運営管理状況等は、概ね良好と認められ、今後も引き続き指定管理者として運営を委ねることについては妥当であるとの判断を行った。

専門委員会評価結果一覧

評価項目	指定管理者 自己評価	専門委員会評価						
		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均	
1 管理運営の基本事項								
(1)	施設の設置目的に沿った基本方針の確立	5	5	4	5	4	5	4.6
(2)	職員の待遇	3	3	3	3	3	3	3.0
(3)	職員の勤務実績・配置状況	4	4	3	3	4	4	3.6
(4)	労働環境	3	4	3	3	3	3	3.2
(5)	危機管理体制	4	4	3	4	4	3	3.6
2 施設・設備の維持管理								
(1)	建物設備の保守・点検	5	4	5	5	4	4	4.4
(2)	施設の設備（修繕等）	5	5	4	5	4	4	4.4
(3)	施設の清潔度	4	4	3	4	4	4	3.8
3 運營業務及びサービスの向上								
(1)	周辺施設・関係団体等との連携	4	3	3	4	4	4	3.6
(2)	施設の利用促進	4	4	3	3	4	5	3.8
(3)	自主事業の実施	4	4	3	4	4	4	3.8
(4)	満足度調査	4	3	3	4	4	4	3.6
(5)	個人情報保護	3	3	3	3	3	4	3.2
(6)	事故発生時の対応	4	4	3	4	4	4	3.8
(7)	意見・苦情抽出の仕組み・苦情解決対応	3	3	3	3	3	3	3.0
4 収支状況								
(1)	収支決算状況	5	4	4	4	4	4	4.0
(2)	経費削減の取組	5	5	4	4	4	4	4.2
(3)	利用実績	4	4	3	4	4	4	3.8
総合評価（平均）		4.1	3.9	3.3	3.8	3.8	3.9	3.7

※平均の端数処理については、小数点第2位を四捨五入する

青木町公園総合運動場・体育武道センターの指定管理者評価に関する評価基準

1 趣旨

この基準は、川口市教育総務部指定管理者評価専門委員会（以下、「評価専門委員会」という。）において、指定管理者が行った施設の管理運営等が、適正かつ確実に執行されているか評価を行なうため、必要な事項を定める。

2 評価の方法

評価専門委員会において、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査及びヒアリングの他、利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等を基に、管理運営業務の実施状況等について5段階の評価基準のいずれかに該当するかを評定する。

3 評価項目及び評価基準

(1) 評価項目

評価項目は別紙のとおりとする。

(2) 評価基準

評価は1～5の5段階評価とし、その基準は以下のとおりとする。

点数評価	評価基準
5：優良	提案内容を含めた仕様及び協定を上回る管理運営が行われ、指定期間中の目標に達した、又は設置目的の達成に寄与した。
4：良好	提案内容を含めた仕様及び協定を上回る管理運営が行われた。
3：適正	提案内容を含めた仕様及び協定どおりの管理運営が行われた。
2：要改善	募集時の仕様どおりの管理運営が行なわれた。
1：要指導	募集時の仕様を下回る管理運営が行なわれた。

【別紙】 評価項目

1 管理運営の基本事項		
(1)	施設の設置目的に沿った基本方針の確立	施設の設置目的を理解し、設置目的に沿った基本方針を立てているか
(2)	職員の接遇	利用者に対する言葉遣い、態度等の接客マナーは適切か また、研修を行い接遇の向上に努めているか
(3)	職員の勤務実績・配置状況	施設の管理運営に適正な人員を配置しているか
(4)	労働環境	職員の労働環境は適正か
(5)	危機管理体制	災害・事故、非常時の連絡体制及びマニュアル等が整備されているか
2 施設・設備の維持管理		
(1)	建物設備の保守・点検	建物・設備の点検を適切に実施し、安全の確保及び良好な機能の保持を図っているか
(2)	施設の設備（修繕等）	利用者が安全に利用できるよう、施設の修繕を適切に実施しているか
(3)	施設の清潔度	利用者が快適に利用できるよう、清掃等の業務が適切に行われているか
3 運營業務及びサービスの向上		
(1)	周辺施設・関係団体等との連携	周辺施設や関係団体と連携したサービス提供を行なっているか
(2)	施設の利用促進	利用者を増やす努力がなされているか
(3)	自主事業の実施	幅広い利用者層に向けたサービスの提供がなされているか
(4)	満足度調査	利用者の施設に対する評価はどうか
(5)	個人情報保護	個人情報の管理は適正に行われているか
(6)	事故発生時の対応	事故が発生した際に適正に対応がされているか
(7)	意見・苦情抽出の仕組み・苦情解決対応	利用者からの意見等を把握する体制が整っているか また、その意見等を業務に反映しているか
4 収支状況		
(1)	収支決算状況	収支決算の状況は適正か
(2)	経費削減の取組	業務を妨げない範囲で、管理運営経費の削減に取り組んでいるか
(3)	利用実績	利用実績は増加しているか